K803　膀胱悪性腫瘍手術
K716　小腸切除術
K719　結腸切除術
K877　子宮全摘術
K879　子宮悪性腫瘍手術
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　1
開腹によるもの
K889　子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　1
開腹によるもの
K872　子宮筋腫核出術　1　腹式
K878　広靭帯内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む。）
K886　子宮附属器癒着剥離術（両側）　1
開腹によるもの
K877　子宮全摘術
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　1
開腹によるもの
K878　広靭帯内腫瘍摘出術（腹腔鏡下による
|2　ものを含む。）
K886　子宮附属器癒着剥離術（両側）　2
腹腔鏡によるもの
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　2
腹腔鏡によるもの
K872　子宮筋腫核出術　1　腹式
K878　広靭帯内腫瘍摘出術（腹腔鏡下による
るものを含む。）
K898　帝王切開術
K886　子宮附属器癒着剥離術（両側）　1
開腹によるもの
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　1
開腹によるもの
K912　子宮外妊娠手術
K886　子宮附属器癒着剥離術（両側）
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）

別表第二

腹部救急に係る手術
K534　横隔膜縫合術
K640　腸間膜損傷手術
K647　胃縫合術（大網充填術または被覆術を含む。）
K655　胃切除術
K672　胆嚢摘除術（開腹によるもの）
K690　肝縫合術
K695　肝切除術
K701　膵破裂縫合術
K710　脾縫合術（部分切除を含む。）
K711　脾摘出術
K712　破裂腸管縫合術
K726　人工肛門造設術
K757　腎破裂縫合術
K769　腎部分切除術
K787　尿管尿管吻合術
K795　膀胱破裂閉鎖術

別表第三

J091　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J092　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	
J093　遊離皮弁術	
J095　複合組織移植術	
J096　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
J097　粘膜移植術	

○厚生省告示第七十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二条の六、第五条の四第二項及び第十一条の三の規定に基づき、厚生大臣の定める掲示事項、特定承認保険医療機関に係る厚生大臣の定める療養及び厚生大臣の定める報告事項を定める件（平成六年三月厚生省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号の㈠中「区分A002」を「第二部第一節」に、「看護料」を「入院基本料」に改める。

第一号中㈢を㈣に改める。

第一号の㈡中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、「㈠」を「㈠及び㈡」に改め、同号の㈡を㈢に改める。

第一号の㈠の次に㈡として次のように加える。

㈡　歯科点数表区分番号A001に掲げるかかりつけ歯科医初診料に関する事項

第三号の㈡中「A003」を「A200」に、「入院時医学管理料の1の注1又は注2に規定する加算」を「入院時医学管理加算」に改め、同号の㈤中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第七十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ホ(2)㈡及び㈢並びに同号への規定に基づき、厚生大臣の定める内服薬及び疾患等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、第一号に掲げる内服薬及び第二号に掲げる外用薬のうち新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。以下同じ。）については、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日以降一年を経過する日の属する月の末日までの間（厚生大臣の指定する新医薬品にあっては、厚生大臣の指定する期間）は適用しない。

厚生大臣の定める内服薬及び疾患等を定める件（平成六年三月厚生省告示第百十一号）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

一　厚生大臣の定める内服薬及び疾患

(1)　厚生大臣の定める内服薬

一回三十日分を限度として投与できる内服薬

別表第一に掲げる内服薬（当該薬剤につき同表に掲げる疾患に直接の効能又は効果を有するもの。）